

旅券(パスポート)申請に必要な書類(紙申請)

(石川県 2023.4)

◇石川県で申請できる方は、日本国籍を有し、石川県内に住所または居所がある方のみ (居所申請や一時帰国者は窓口にお問い合わせください) ◇以下①～⑨に当てはまる申請を選び、右欄の○のついた書類をご持参ください 事情によっては追加で必要になる場合もあります ◎戸籍謄本は発行後6ヶ月以内で記載事項が最新のもの ◎パスポート用の写真は6ヶ月以内に撮影したもの ◆どの申請でも旅券番号は新しくなります。	一般旅券発給申請書	戸籍謄本	パスポート用の写真	本人確認のための書類	前回発給を受けた旅券	紛失一般旅券等届出書	その他の書類
①初めて旅券を申請する	○	○	1枚	○			
②前回取得した旅券の有効期間が切れた	○	○	1枚	○	△ ※1		
有効旅券の氏名、本籍地の都道府県名、生年月日、性別に変更がある							
③10年か5年の旅券を新たに申請する	○	○	1枚		○		
④有効期間満了日が同一の旅券を新たに申請する	○	○	1枚		○		
有効旅券の氏名、本籍地の都道府県名、生年月日、性別に変更がない							
⑤残存有効期間が1年未満	○	※2	1枚		○		
⑥旅券の査証ページの余白が少ない ⇒切替発給(5年又は10年)、残存同一のいずれか選択	○	※2	1枚		○		
⑦旅券が損傷した	○	○ ※3	1枚	○	○		○ ※4
⑧有効旅券を紛失または焼失した	○	○	2枚	○		○	○ ※5
⑨外国で旅券を紛失し、帰国の為の渡航書で帰国した	○	○	1枚	○			○ ※6
※1 有効期限切れ旅券は出来るだけご持参ください。受付終了後、失効処理をして返却します ※2 戸籍謄本の提出は不要ですが、申請書には本籍地を番地まで記入する必要があります 事前に正しい本籍地を確認しておいてください ※3 身分事項ページが読めないほどの損傷の場合、「戸籍謄本」1通が必要になります ※4 損傷の経緯を記載した「事情説明書」を記入していただきます ※5 紛失の場合は「警察署に遺失届を提出したことを証明する書類」1通(警察署での「受理番号」も可)、焼失の場合は消防署または市町村が発行した「罹災証明書」1通が必要です ※6 帰国のための渡航書							

<その他>

○住民基本台帳ネットワークシステムの利用を希望しない方は、住民票の写し(発行後6か月以内)をご用意ください。石川県内に住民登録をしている方はこのシステムで住所確認ができるため、住民票は不要です

## 本人確認書類

(石川県 2023.4)

- パスポートの申請にあたり、申請者が人違いでないことを確認するために、以下の「本人確認のための書類」を提示いただいています
- 必ず原本が必要です(コピー不可)
- 代理提出の場合は、申請者の本人確認書類に加え、代理人の本人確認書類も必要です

**1点で良いもの** ⇒ いずれも写真が貼られたもので、本人と確認できるもの

- ・有効な日本国旅券
- ・失効後 6 か月以内の日本国旅券(氏名及び写真で申請者が確認できるもの)
- ・運転免許証(国内で発行された国際運転免許証及び仮運転免許証を含む)
- ・運転経歴証明書(交付年月日が平成 24 年 4 月 1 日以降のもの)
- ・個人番号カード(マイナンバーカード)
- ・写真付き住民基本台帳カード
- ・写真付き身体障害者手帳(写真貼替え防止がされているもの)
- ・船員手帳
- ・海技免状
- ・小型船舶操縦免許証
- ・猟銃・空気銃所持許可証
- ・戦傷病者手帳
- ・宅地建物取引士証
- ・電気工事士免状
- ・無線従事者免許証
- ・認定電気工事従事者認定証
- ・特種電気工事資格者認定証
- ・耐空検査員の証
- ・航空従事者技能証明書
- ・運航管理者技能検定合格証明書
- ・動力車操縦者運転免許証
- ・教習資格認定証(猟銃の射撃教習を受ける資格の認定証で都道府県公安委員会発行のもの)
- ・警備業法第二十三条第四項に規定する合格証明書
- ・官公庁(共済組合を含む)がその職員に対して発行した写真の貼られた身分証明書
- ・独立行政法人、特殊法人及び地方独立行政法人がその職員に対して発行した写真の貼られた身分証明書

**2点必要なもの** ⇒ 組み合わせは原則 ア から 2 点 または ア から 1 点 + イ から 1 点

アの確認書類	イの確認書類
<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康保険被保険者証</li> <li>・国民健康保険被保険者証</li> <li>・船員保険被保険者証</li> <li>・介護保険被保険者証</li> <li>・共済組合員証</li> <li>・後期高齢者医療被保険者証</li> <li>・国民年金手帳</li> <li>・基礎年金番号通知書</li> <li>・国民年金証書</li> <li>・厚生年金保険年金証書</li> <li>・船員保険年金証書</li> <li>・共済年金証書</li> <li>・恩給証書</li> <li>・印鑑登録証明書(発行後 6 ヶ月以内のもの)と実印</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学生証・生徒手帳(写真付きのもの)</li> <li>・会社等の身分証明書(写真付きのもの)</li> <li>・公の機関が発行した資格証明書(写真付きのもの) ⇒ 国の機関、都道府県庁、区市町村役場や国、地方公共団体の行政監視又は行政監査の対象となっている機関など</li> <li>・身体障害者手帳(写真付き、偽造防止加工なし)</li> <li>・療育手帳</li> <li>・高齢受給者証(70～74 歳の方)</li> <li>・雇用保険被保険者証</li> <li>・母子手帳(就学前の子)</li> <li>・失効した日本国旅券(本人確認ができるもの)</li> </ul>

◇中学生以下の方で本人確認書類が用意できない場合は、法定代理人と同時又は法定代理人が代理提出をする場合、法定代理人の本人確認書類(1点で良いもの)で申請を受理しますが、申請者の本人確認書類 1 点も提示してください(忘れた場合交付時でも可)

◆上記で該当がない場合は、事前にご相談ください